

環境委員会資料

1 令和2年第5回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第114号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

港 湾 局

(令和2年8月27日)

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

指定管理者制度を導入している川崎港コンテナターミナルに洗浄場及び給油施設を新設することに伴い、受益者負担の公平性を確保するため当該施設を有料で利用させる港湾施設とし、利用料金の上限額を設定するものです。

2 新設する施設の利用料金等

施設名称	単位	金額	施行期日
洗浄場	1月1平方メートルまでごとに	180円	規則で定める日
給油施設	1リットルまでごとに	10円	

3 新設する施設の概要

(1) 設置場所

川崎港コンテナターミナル（川崎区東扇島92番地）内（別図参照）

※指定管理者及び指定期間

指定管理者：横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

指定期間：平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(2) 施設の構造

施設名称	構造
洗浄場	コンクリート舗装、側溝、給水設備等
給油施設	地下タンク、計量器、コンクリート舗装、防火壁等

4 施設の設置に係る経緯

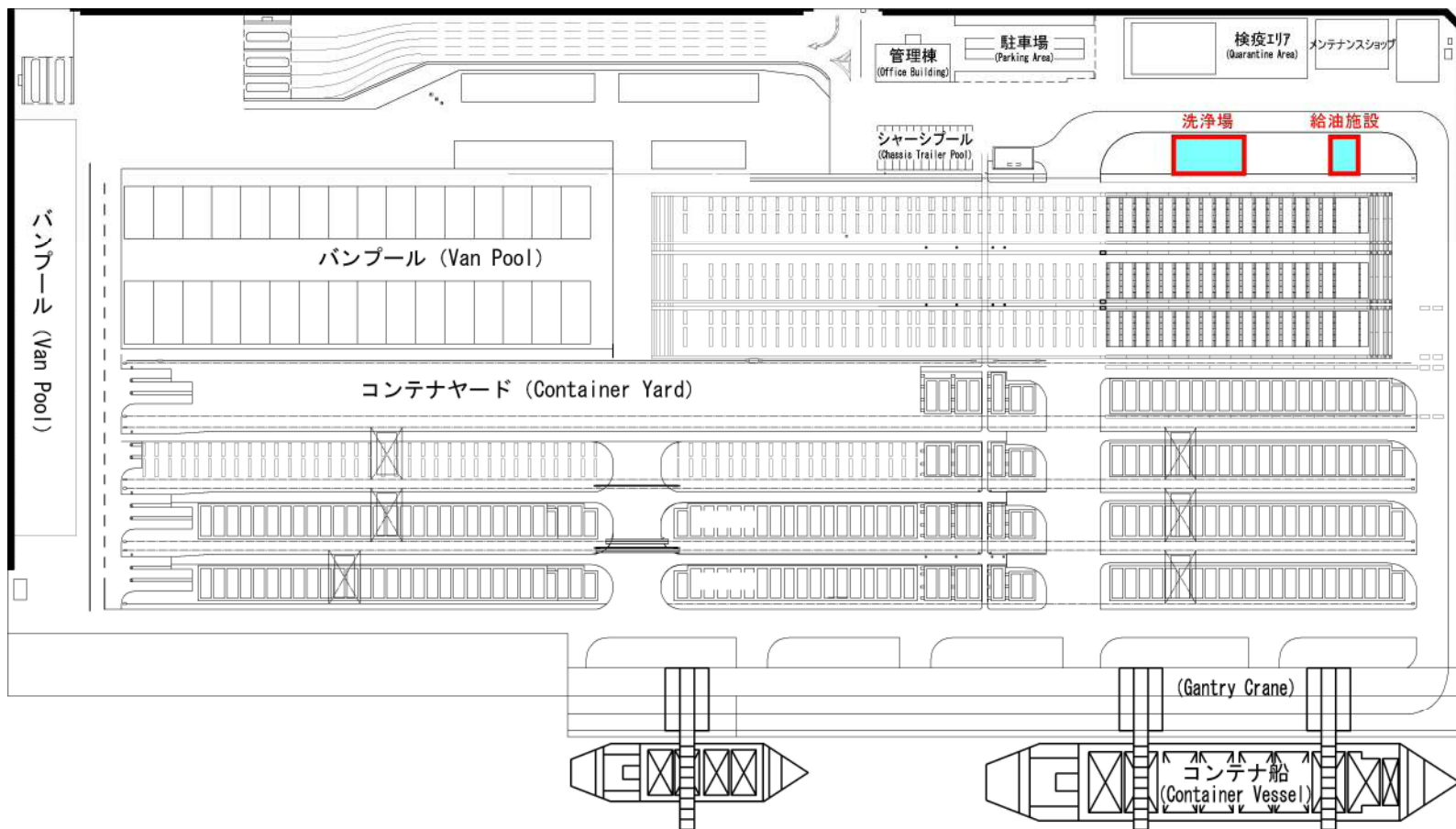
(1) 洗浄場

港湾関係業者は、コンテナ等の洗浄をふ頭用地を利用して行っているところですが、ふ頭用地には洗浄のための給水設備がなかったことから、利便性を向上させるため、給水設備を備えた洗浄場を新設いたします。

(2) 給油施設

港湾関係業者は、トランスファークレーンを使用し、コンテナの搬出入及び移動を行っているところですが、川崎港コンテナターミナル内にタイヤ式トランスファークレーンに給油するための施設がなく、タンクローリーを手配して給油を行う必要があったことから、利便性を向上させるため、タイヤ式トランスファークレーンへの給油が可能な給油施設を新設いたします。

※ トランスファークレーンとは、コンテナターミナルの荷さばき地等において、コンテナの搬出入及び移動に使用する橋型のクレーンをいい、タイヤ式とレール式のものがある。



川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号 (利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可(指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額(第2号(1月以上の利用に係る利用料金に限る。))及び第5号については、当該各号により算出して得た額)の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 荷さばき地利用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <table border="0"> <tr> <td>1日1平方メートルまでごとに</td> <td>1級荷さばき地</td> <td>9円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>6円</td> </tr> </table> <p>(イ) 16日以後</p> <table border="0"> <tr> <td>1日1平方メートルまでごとに</td> <td>1級荷さばき地</td> <td>18円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>12円</td> </tr> </table> <p>イ 専用利用</p> <table border="0"> <tr> <td>1月1平方メートルまでごとに</td> <td>1級荷さばき地</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>(2) ふ頭用地利用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(3) 事務所利用料 1月1平方メートルまでごとに 3,000円</p>	1日1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	9円		2級荷さばき地	6円	1日1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	18円		2級荷さばき地	12円	1月1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	270円		2級荷さばき地	180円	<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号 (利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可(指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額(第2号(1月以上の利用に係る利用料金に限る。))及び第5号については、当該各号により算出して得た額)の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 荷さばき地利用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <table border="0"> <tr> <td>1日1平方メートルまでごとに</td> <td>1級荷さばき地</td> <td>9円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>6円</td> </tr> </table> <p>(イ) 16日以後</p> <table border="0"> <tr> <td>1日1平方メートルまでごとに</td> <td>1級荷さばき地</td> <td>18円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>12円</td> </tr> </table> <p>イ 専用利用</p> <table border="0"> <tr> <td>1月1平方メートルまでごとに</td> <td>1級荷さばき地</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>(2) ふ頭用地利用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(3) 事務所利用料 1月1平方メートルまでごとに 3,000円</p>	1日1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	9円		2級荷さばき地	6円	1日1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	18円		2級荷さばき地	12円	1月1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	270円		2級荷さばき地	180円
1日1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	9円																																			
	2級荷さばき地	6円																																			
1日1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	18円																																			
	2級荷さばき地	12円																																			
1月1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	270円																																			
	2級荷さばき地	180円																																			
1日1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	9円																																			
	2級荷さばき地	6円																																			
1日1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	18円																																			
	2級荷さばき地	12円																																			
1月1平方メートルまでごとに	1級荷さばき地	270円																																			
	2級荷さばき地	180円																																			

改正後	改正前
<p>(4) 事務所附帯施設利用料</p> <p>ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</p> <p>イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</p> <p>ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円</p> <p>エ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p> <p><u>オ 洗浄場 1月1平方メートルまでごとに 180円</u></p> <p><u>カ 給油施設 1リットルまでごとに 10円</u></p> <p>(5) 港湾環境整備施設等利用料 別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p> <p>(6) 駐車施設利用料 別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p> <p>(7) 軌道走行式荷役機械利用料</p> <p>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</p> <p>イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円</p> <p>(8) 電気施設利用料</p> <p>ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円</p> <p>イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円</p> <p>4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>	<p>(4) 事務所附帯施設利用料</p> <p>ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</p> <p>イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</p> <p>ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円</p> <p>エ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</p> <p>(5) 港湾環境整備施設等利用料 別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p> <p>(6) 駐車施設利用料 別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p> <p>(7) 軌道走行式荷役機械利用料</p> <p>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</p> <p>イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円</p> <p>(8) 電気施設利用料</p> <p>ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円</p> <p>イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円</p> <p>4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>